

検定を受けていない
自動はかりをお使いの
皆様へ

自動はかりの検定は、**自動捕捉式はかりについては2019年(平成31年)4月1日、
その他3器種については2020年(令和2年)4月1日から受検可能**です。

お使いの自動はかりが**ホッパースケール、充填用自動はかり、
コンベヤスケール、自動捕捉式はかり**のいずれかである

YES

NO

自動はかりを**取引・証明**に使用している

NO

検定対象外です

YES

お使いの自動はかりは**自動捕捉式はかり**である

YES

NO

**2022年(令和4年)3月31日までに
取引・証明に使用している**

YES

NO

**2023年(令和5年)3月31日までに
取引・証明に使用している**

YES

NO

2025年(令和7年)
3月31日までに

取引・証明に
使用するまでに

2026年(令和8年)
3月31日までに

取引・証明に
使用するまでに

検定を受検し、合格してから取引・証明にお使いください

※検定合格の有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して2年間
(適正計量管理事業所で使用している自動はかりの検定合格有効期間は、検定を行った次の年度の4月1日から起算して6年間)です。

検定の申請先は？

各自動はかりの検定業務を行う指定検定機関が検定を行います。
今後、要件を満たす指定検定機関の指定を国が行ってまいります。

今後、計量行政ウェブサイトに関連情報を順次追加していく予定です。 ⇒ 「計量行政」で検索
http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryousei.html